

長野県地球温暖化対策条例施行規則新旧対照表（平成28年3月改正）

改 正	従 前
<p>(エネルギー供給温暖化対策計画)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 条例第25条第1項の規則で定める事業者は、電気事業法（昭和39年法律第170号）<u>第2条第1項第3号</u>に規定する<u>小売電気事業者</u>とする。</p> <p>3～8 (略)</p>	<p>(エネルギー供給温暖化対策計画)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 条例第25条第1項の規則で定める事業者は、電気事業法（昭和39年法律第170号）<u>第2条第1項第2号</u>に規定する<u>一般電気事業者、同項第6号に規定する特定電気事業者及び同項第8号に規定する特定規模電気事業者</u>とする。</p> <p>3～8 (略)</p>